



状況

- 原油・物価高騰により企業・消費者物価も上昇 ▶ 商業・サービス業ではいまだ客足が戻らない中、コロナ+物価高騰のダブル・ショック
- 令和4年11月中旬から第8波と呼ばれる感染拡大 ▶ 客足が戻らない中、宴会のキャンセルなど飲食を中心としたサービス業への影響拡大
- 政府系・民間のゼロゼロ（無利子・無担保）融資の無利子期間の終了（R5/3～本格化）▶ 本格的な返済開始、資金繰りはより苦しく
- 小規模企業者からはさらなる支援要請 ▶ 家賃等固定費への金銭的支援による負担の軽減、零細を中心とした経営継続の下支えが必要

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した市内事業者を対象に家賃等を補助するもの。

■ 対象事業者

令和4年11月から令和5年6月までのいずれか一月の売上が過去四年間（R1.11～R4.6）の同月比で10%以上減少（※1）した事業者で、市内で小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業ほか（※2）を営む小規模企業者（個人事業主含む）。

- ※1 10%以上の売上げ減少……物価高騰に伴いこれまでの3割以上の減少から要件緩和。
参考として、国における事業再構築補助金は原油・物価高騰を捉え、R4.10から30%▶10%へ緩和。
- ※2 食料品製造、教育、娯楽、療術業（令和4年度小規模企業者家賃支援補助金において拡大した業種を対象とする）

■ 補助対象経費

- 家賃（事業用建物を賃借している事業者向け） 令和4年11月から令和5年6月までの連続する3か月間における、事業者が支払う家賃（原油・物価高騰にさらなる対応をするため、家賃と一体で支払う水光熱費その他の経費を含む）の2分の1。
 - 減価償却費（事業用建物を所有している事業者向け） 事業者が所有する事業用建物について、直近の確定申告における減価償却費を家賃とみなし、その8分の1（年間の償却額の3/12カ月分の2分の1）。
- ★補助限度額は1事業者につき30万円以内とする。

参考 小規模企業者の範囲

業種	常時雇用従業員数
運輸業、宿泊業その他	20人以下
卸売業	5人以下
飲食・サービス業	5人以下
小売業	5人以下

- (2) 予算額 **65,168千円**（うち補助金分①事業者平均140千円（実績）*350事業者=49,000千円
②事業者平均 81千円（試算）*180事業者=14,580千円 **計63,580千円**）

※事業者数の算定:350+180=530/令和2～3年度家賃補助実績約350事業者×1.5倍として概算
※②試算の内容：定額法 取得価額1,500万円 償却率0.05（木造飲食店）、0.046（木造店舗）の平均で算出

(3) スケジュール

令和5年4月10日（月）から7月10日（月）まで郵送にて申請受付、相談窓口設置

■ これまでの支援実績

名称	地域企業経営継続支援事業費補助金	地域中小企業家賃支援補助金	小規模企業者家賃支援補助金（延長含む）
申請期間	令和2年5月18日から8月31日まで	令和3年1月15日から2月26日まで	①令和4年2月14日から5月31日まで ②令和4年9月1日から10月31日まで
対象業種	小売業、飲食・宿泊業、サービス業	小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業	①小売業、飲食・宿泊業、サービス業、運輸業 ② ①+食料品製造、教育、娯楽、療術業
交付実績	441件/67,850千円	357件/50,149千円	352件（①324件、②28件） /48,195千円（①43,920千円、②4,275千円）